

奈良県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 西畑 正雄 大和郡山市小林町一二七―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 廣田 善紀 大和郡山市小林町二四一―二